

(様式 2)

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和 7 年 10 月 3 日

横浜市契約事務受任者  
神奈川区長 鈴木 茂久

1 契約の概要

神奈川区栗田谷緊急擁壁補修工事

2 履行（納品）場所

神奈川区栗田谷 33 番地 27 地先

3 契約日

令和 7 年 7 月 17 日

4 履行日又は履行期間

令和 7 年 7 月 17 日から令和 7 年 9 月 30 日

5 契約金額

¥3,421,000.-

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市神奈川区菅田町 2714-18

株式会社新明工事 代表取締役 笠原 光博

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和 7 年 7 月 17 日に、神奈川区栗田谷 33 番地 27 地先の水路内に位置する擁壁が、崩落する可能性が極めて高いことを確認しました。水路及び公共下水道の保全や、擁壁崩落による災害の防止策が必要と判断し、随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

株式会社新明工事は、神奈川土木管内河川水路維持工事（その 2）を受注しており、現場状況に精通し、緊急の対応が可能であったため選定しました。

9 所管課

横浜市神奈川区神奈川土木事務所